

北海道からの道州制特区第2次提案に係る対応について【総括表】

(○は道州制特別区域基本方針の変更を行うもの)

(△は検討を継続するもの)

内閣官房副長官補室

| NO | 提案項目 | 主な関係省庁 | 対応 |
|----|------------------------------|---------------|--|
| △① | 国土利用の規制権限等の移譲 (財源移譲を要望) | 農林水産省 | (地方分権改革の検討状況を踏まえて検討) |
| ② | 人工林資源の一体的な 管理体制の構築 | 農林水産省 | 現行制度で対応可能な範囲を明確化し、通知 |
| ③ | 森林関係審議会の統合 | 農林水産省 | 現行制度で対応可能であることを明確化し、通知 |
| ④ | 廃棄物処理法に基づく権限の移譲 (財源移譲を要望) | 環境省 | <再生利用の特例認定> バイオマス利活用モデル事業の 実施等により、提案の趣旨を実現 |
| | | | <独自の基準の上乗せ> 省令改正(全国展開)等により提案の趣旨に対応 |
| △⑤ | 特定免税店制度の創設 | 内閣官房 国土交通省 | 提案内容をこの制度で措置することは困難。 別の手法を採り得ないか、別途検討。 |
| △⑥ | 国際観光振興業務特別地区の設定 | 内閣官房 国土交通省 | |
| △⑦ | 企業立地促進法に基づく 権限の移譲 | 経済産業省 | 将来の道州制の税財政等のあり方に関 する議論を踏まえて継続検討 |
| ⑧ | 外国人人材受入れの促進 | 法務省 厚生労働省 | 北海道との定期的な意見交換会の実施 |
| △⑨ | 地域限定通訳案内士試験における 裁量の拡大 | 国土交通省 | 北海道の試験実施状況等を踏まえ継続検討 |
| ⑩ | 町内会事業法人制度の創設 | 総務省 | 現行制度で対応可能な範囲を明確化し、通知 |

※「法定受託事務の自治事務化」については、関連の提案と一体的に検討。

北海道からの道州制特区第2次提案に係る対応について

| NO | 提案項目・内容 | 主な関係省庁 | 対 応 | 内 容 |
|----|---|--------|---|--|
| 1 | <p style="text-align: center;">国土利用の規制権限等の移譲 (財源移譲を要望)</p> <p>(内容) 土地の利用及び保全に関して、広域的・総合的行政主体である北海道が一括して調整することができるよう、全国的な統一性の確保などを名目として未だ国に残っている農地転用許可権限や民有保安林の指定・解除権限等を道に移譲する。</p> | 農林水産省 | <p style="font-size: 2em;">{</p> <p style="text-align: center;">地方分権改革の検討状況を踏まえて検討</p> <p style="font-size: 2em;">}</p> | <p style="font-size: 2em;">{</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地転用許可制度等については、地方分権改革推進委員会による第1次勧告を受けて決定された地方分権改革推進要綱に沿って、年内に取りまとめられる農地政策の全体見直しの中で検討。 <p style="font-size: 2em;">}</p> <p style="font-size: 2em;">{</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保安林制度については、地方分権改革の検討状況を踏まえて検討。 <p style="font-size: 2em;">}</p> |
| 2 | <p style="text-align: center;">人工林資源の一体的な 管理体制の構築</p> <p>(内容) 人工林資源の保全と持続的な利用を図るため、道の作成する地域森林計画と市町村森林整備計画を統合するとともに、森林所有者の策定する森林施業計画に道独自の上乗せ認定基準を設け、伐採届出制度に道独自の審査手続きを設ける措置を講ずる。</p> | 農林水産省 | <p>現行制度で対応可能な範囲を明確化し、通知</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・現行制度により、地域森林計画と市町村森林整備計画それぞれに、道と市町村の双方の意見を反映させることで、実質的に一体的な計画を作成することは可能。 ・地域森林計画と市町村森林整備計画へ独自に、伐採のあり方を記述することにより、森林施業計画の認定基準とすることは可能。 ・現行制度により、伐採及び伐採後の造林の届出書に図面等を添付することは可能。 ・上記の旨を、文書により全国に周知徹底する。 ・伐採及び伐採後の造林の届出書の提出時期の見直しについては、今後、北海道の意見を聞いて具体的に検討。 |

北海道からの道州制特区第2次提案に係る対応について

| NO | 提案項目・内容 | 主な関係省庁 | 対応 | 内 容 |
|----|--|--------|--|---|
| 3 | <p style="text-align: center;">森林関係審議会の統合</p> <p>(内容) 北海道の林務施策全般を一体的かつ弾力的に議論することができるよう、森林法に基づく「森林審議会」と、道条例に基づく『北海道森林づくり審議会』を統合する。</p> | 農林水産省 | 現行制度で対応可能であることを明確化し、通知 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行制度においても、知事の判断により、都道府県の林務施策全般について森林審議会で審議可能。 ・ 上記の旨を、文書により全国に周知徹底する。 |
| 4 | <p style="text-align: center;">廃棄物処理法に基づく 権限の移譲 (財源移譲を要望)</p> <p>(内容) ・ 国が認定を行えば、都道府県や市町村毎に必要である廃棄物処理等に関する許可が不要となる「再生利用認定制度」について、国の認定権限を道に移譲し、道の特性に応じて、道が特例認定の対象となる廃棄物を定められるようにする。 ・ 全国一律として定められている廃棄物処理施設の設置に関する技術上の基準について、道条例により独自の基準を上乗せすることなどができるようにする。</p> | 環境省 | <p style="text-align: center;">＜再生利用の特例認定＞ バイオマス利活用モデル事業の実施等により、提案の趣旨を実現</p> <p style="text-align: center;">＜独自の基準の上乗せ＞ 省令改正（全国展開）等により提案の趣旨に対応</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成20年度より予算措置されている「廃棄物系バイオマス次世代利活用推進事業」を北海道内で実施すること及び「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律」（平成20年5月28日法律第45号）に基づく支援を行うことにより、北海道の提案の趣旨の実現を図る。 ・ 再生利用の特例認定に係る権限の移譲については、廃棄物の再生利用のあり方や将来の道州制のあり方に関する議論を踏まえ、継続検討。 ・ 積雪寒冷地である気象条件を考慮した排水処理施設設備の構造等に係る基準を追加するため、1年以内を目途に検討し、省令改正を行う。 ・ 地域毎の生活環境へ適正に配慮することは、生活環境影響調査等の活用により、現行制度で可能。 ・ 廃棄物処理施設の設置等に関する技術上の基準等を条例で定めることについては、廃棄物処理施設の環境保全の確保のあり方や、将来の道州制のあり方に関する議論を踏まえ、継続検討。 |

北海道からの道州制特区第2次提案に係る対応について

| NO | 提案項目・内容 | 主な関係省庁 | 対応 | 内 容 |
|----|--|-----------------------|--|---|
| 5 | <p>特定免税店制度の創設</p> | <p>内閣官房 国土交通省</p> | <p>提案内容をこの制度で措置することは困難。別の手法を採り得ないか、別途検討。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 道州制特区法は将来の道州制導入の検討に資するためのものであり、この制度で講じる措置は、他の特定広域団体及び将来の全ての道州に適用しうるものであることが前提である。したがって、提案内容をこの制度で措置することは困難。 ・ 提案の趣旨を実現するための別の手法を採り得ないか、別途検討。 |
| | <p>(内容) 道内の空港ターミナル施設等に「特定免税店」(北海道以外の地域からの観光客のショッピングに係る関税を免除するもの)を設置する。</p> | | | |
| 6 | <p>国際観光振興業務特別地区の設定</p> | <p>内閣官房 国土交通省</p> | | |
| | <p>(内容) 宿泊施設や観光関連設備(国際放送、インターネット、外国語対応カーナビ)の整備に対する投資減税を行う。</p> | | | |

北海道からの道州制特区第2次提案に係る対応について

| NO | 提案項目・内容 | 主な関係省庁 | 対応 | 内 容 |
|----|--|--------------|--------------------------------|--|
| 7 | <p style="text-align: center;">企業立地促進法に基づく権限の移譲</p> <p>(内容) 地方団体が策定する企業立地に係る基本計画に対する国への協議・同意を不要とするとともに、課税特例及び減収補てんの適用対象業種を条例により地域が独自に定めることができるようにする。</p> | 経済産業省 | 将来の道州制の税財政等のあり方に関する議論を踏まえて継続検討 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業立地促進税制等については、将来の道州制の税財政等のあり方に関する議論を踏まえて継続検討。 |
| 8 | <p style="text-align: center;">外国人人材受入れの促進</p> <p>(内容) 外国人シェフやホテルマンなど、観光関連業務に従事する高度なサービスを提供できる外国人人材を確保することにより、外国人観光客へのホスピタリティを向上させることができるよう、出入国管理に関する基準の変更について、国の専掌事項に対する知事の申出権を創設する。</p> | 法務省 厚生労働省 | 北海道との定期的な意見交換会の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定広域団体である北海道との定期的な意見交換会を実施し、北海道の意見の出入国管理行政への反映を検討する。 ・ 出入国管理行政に対する道州の関与のあり方については、今後、政府における国の専掌事項に対する道州の関与のあり方に関する議論において、検討する。 |

北海道からの道州制特区第2次提案に係る対応について

| NO | 提案項目・内容 | 主な関係省庁 | 対応 | 内 容 |
|----|---|--------|----------------------|---|
| 9 | <p style="text-align: center;">地域限定通訳案内士試験における裁量の拡大</p> <p>(内容) 国が設定している地域限定通訳案内士試験の基準について、独自の合格基準点を設けるなど、北海道独自の試験方法等の設定ができるようにする。</p> | 国土交通省 | 北海道の試験実施状況等を踏まえ継続検討 | <ul style="list-style-type: none"> ・北海道は、平成20年度に初めて地域限定通訳案内士試験を実施。 ・今後、北海道の試験実施状況等を踏まえ、継続的に検討する。 |
| 10 | <p style="text-align: center;">町内会事業法人制度の創設</p> <p>(内容) 高齢化が進む広域分散型の北海道において、町内会が集会所等の不動産を保有する場合（地方自治法第260条の2）に限らず、住民の相互扶助又は生活環境の維持向上のために共同で取り組む事業（ビジネス）を行う場合にも法人格を取得できるようにする。</p> | 総務省 | 現行制度で対応可能な範囲を明確化し、通知 | <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法第260条の2第1項の「不動産又は不動産に関する権利等」については、通知によりその対象範囲を限定しているが、当該通知の一部を変更する。 ・このことにより、現行制度により提案内容を実現することが可能であることを明確化する。 ・上記の旨を、文書により全国に周知徹底する。 |